

平成 24 年 12 月 27 日

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と
今後のあり方に関する検討会
座長 田中 滋 様

「介護支援専門員資質向上事業 研修実施要綱」 改正についての要望

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次

日本介護支援専門員協会は、これまでに介護支援専門員の研修に関する様々な調査研究事業（協会独自の調査事業、老人保健健康増進等事業、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業等）を実施してまいりました。

平成 23 年度から 24 年度にかけては、厚生労働省が実施する介護支援専門員研修改善事業の運営を受託し、平成 23 年度には更新研修（専門研修課程 I、II）、平成 24 年度には実務研修について、それぞれ研修実施のガイドライン案を作成し、それを活用したモデル事業を実施、指導者の養成を行っているところです。本事業における研修向上委員会及び委員会の下に設置されているワーキンググループでは、現行の研修実施要綱に沿って、ばらつきがあると指摘されている研修の質を全国的に確保できるよう検討していますが、介護支援専門員に必要とされる能力を習得するには、研修時間数の絶対的不足が、毎回議論にあがっている状況です。

例えば、介護支援専門員の弱点と指摘を受けている医療的知識に関する課目（リハビリテーションや訪問看護、認知症）については選択制であり、法定研修でこれらを学ばなくても介護支援専門員として認められる構図になっています。薬剤に関する知識については、選択課目にすらありません。

介護支援専門員に必要な知識・技術を習得するためには、資格取得時から更新に係る課程において必須化が必要な課目があります。これらを組み込んだ必要な時間数とともに、これまでの調査研究事業の結果から、当協会で考える各課程のシラバスを提案いたします。研修の現場に反映するためには少なくとも改正作業後 2 年の月日がかかることも鑑み、介護支援専門員研修実施要綱を早急に改正して頂くよう強く要望します。

介護支援専門員資質向上事業 研修実施要綱の改定に関して

主に研修時間数に関する提案

課程	新		現行 (旧)
	強化の視点	時間数	時間数
実務研修	人間形成 ・ 自立支援利用者主体を学ぶ・高齢者像を知る医療連携に関する知識、技術 ・ 認知症・基礎力を養う実習・実践 (指導を主任等から受けて) ケアマネジメント学ぶ。	講義 68 時間 演習 23 時間 40 時間程度の実習 (8 時間×5 日)	講義 23 時間 演習 21 時間
実務従事者基礎研修	介護支援専門員の実務の基本を学ぶ。 法令遵守、自立支援を踏まえたケアマネジメントプロセスを学ぶ。	講義 16 時間 演習 17 時間	講義 16 時間 演習 17 時間
専門研修課程 I	利用者の状況に応じたケアマネジメントを学ぶ。 比較的多く見られるケース (例) を通じて、利用者の置かれた状況に応じて行う自立支援を踏まえたケアマネジメントのスキルを学ぶ。	講義 22 時間 演習 35 時間	講義 26 時間 演習 7 時間 (講義 3 課目選択)
専門研修課程 II	自らの実践を振り返り、質の向上を図る。 ①スーパーバイザーの立場から ②ピア・サポートの立場から 自らの実践事例を提出し、事例検討を行うことを通じて、「自らの実践の振り返りとスキルの向上」「他の介護支援専門員に対するサポートの方法」を学ぶ。 二巡目以降の更新時には、受講者自身の事例を検討することとし、事例や検討の深め方に変化を設けたコースを設ける。	講義 11 時間 演習 15 時間	講義 11 時間 演習 9 時間
主任介護支援専門員	介護支援専門員の質の向上を図る。 (スーパーバイザーの立場から、包括的継続的ケアマネジメントの支援の立場から) 事例検討、グループスーパービジョン等	講義 31 時間 演習 33 時間	講義 31 時間 演習 33 時間

※ 実務研修では、専門研修課程 I における医療的知識に関する課目を含め、ケアプランと各サービスの結びつきを総合的に学ぶ演習を行うため受講時間を拡張している (別紙 1 参照)。

【講義 43 時間増、演習 2 時間増、臨床実習 40 時間 (8 時間×5 日) 増】

※ 専門研修課程 I では、利用者像に合わせたケアマネジメントを実施するために演習を中心として時間数を変更している (別紙 2 参照)。

【講義 4 時間減、演習 28 時間増】

※ 専門研修課程 II では、事例研究・演習の充実を図るため、演習時間数を変更している。(別紙 3 参照)

【演習 6 時間増】

1. 実務研修 シラバス案

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
1	介護保険制度の理念と介護支援専門員	介護保険制度に位置づけられた介護支援専門員の仕事及び役割について法律や運営基準を踏まえ理解する。 介護保険制度に対する理解・認識を深める。	3	
2	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本	ケアマネジメントの意義とケアマネジメントの目指すものをつかむ。 ケアマネジメントプロセスを理解し、実践に結びつける。	5	
3	要介護認定等の基礎	要介護・要支援認定の役割は、要介護者等が自立した生活を送るのに必要なサービス量を決めるものであることを理解する。	2	
4	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 「受付及び相談と契約」	受付及び相談と契約の目的を達成させるために必要な活動を行うことができるようになる。 また、専門職業的援助関係を構築するために必要な態度を身につける。	1	
5	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 「アセスメント、ニーズの把握の方法」	利用者、家族等の「生活の全体像」を把握し、望む暮らしを阻害する原因を探ることができるアセスメント力を習得する。 アセスメントの過程から利用者との協働作業で「生活ニーズ」を明らかにし、プランニングへ展開できる技術を習得する。	3	4
6	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 「居宅サービス計画等の作成」	生活の目標とニーズの理解を踏まえて自立支援や尊厳の保持のための居宅サービス計画書等作成の視点を学ぶ。 利用者の望む暮らしを実現するための居宅サービス計画書等作成の技術を学ぶ。	2	4
7	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 「実習オリエンテーション」	介護支援専門員が、実習するために必要なことを伝える。	1	
8	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習	これまでの講義や演習をもとに、実習の目的とねらいについて理解した上で、各自一事例を選定して認定調査、社会資源調査、アセスメント及び居宅サービス計画等作成の実習を行う。	実習	

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
9	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 「アセスメント、居宅サービス計画等作成演習」	マネジメントプロセスに沿って実践した事例について、グループワークを中心に検討、マネジメントプロセスの理解を深め、利用者の自立支援に向けた支援について実践する。		6
10	介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術「モニタリングの方法」	ケアプランに位置づけた各種の社会資源が、計画通りに動いているか、あるいは利用者の生活が変化し、新たなニーズが発生していないか確認するというモニタリングの方法について理解する。	2	
11	地域包括支援センターの概要と位置づけ	地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域包括支援センターの役割、機能、位置づけ等を理解する。	2	
12	介護予防支援(ケアマネジメント)	特定高齢者にサービス提供するための「介護予防マネジメント」の概要及び提供されるサービスについて具体的にその概要を理解する。	3	4
13	介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術 ・相談面接技術の理解	ケアマネジメントプロセスにおいて必要不可欠である相談面接技術の目的と技法が理解でき、実践場面で生かすことができる。	3	
14	介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術 ・チームアプローチ	ケアマネジメントプロセスにおいて、チームアプローチを促進するためのサービス担当者会議の意義が理解でき、準備、開催できる。	2	5
15	意見交換、講評	実務研修を振り返り、あるべき介護支援専門員の姿とその役割を再認識する。また、今後の自己研鑽・生涯学習・継続学習の必要性を認識し、課題・疑問が出てきた場合の相談窓口などを理解する。	1	
16	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	介護支援専門員が、利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、安全確認、守秘義務、法令遵守、利用者要望の代弁、自身のジレンマ対応等の倫理観を修得し、実際のケアマネジメントに生かすことができる。	1	
17	保健医療福祉の基礎理解 (1)「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」	必修 要介護高齢者の疾病の特徴とその対処法(治療・介護)の知識を修得し、医療関係者と円滑に連携できる。	4	

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
18	保健医療福祉の基礎理解 (ii)「社会資源活用」	必須 ・要介護高齢者が活用しうる社会資源や、関係機関等との連携方策を知る。	3	
19	保健医療福祉の基礎理解 (iii)「人格の尊重及び権利擁護」	必修 権利擁護を担う介護支援専門員の基本姿勢を確認するとともに、高齢者の権利擁護策について認識を高める	3	
20	保健医療福祉の基礎理解 (iv)「リハビリテーション」	3科目選択 リハビリテーションに関する知識の増進、介護支援サービスにおけるリハビリテーションの視点の重要性を知る。	3	
21	保健医療福祉の基礎理解 (v)「認知症高齢者・精神疾患」	認知症高齢者や精神疾患を持つ人への対処法を知る。	3	
22	サービスの活用と連携(i) 「訪問介護・訪問入浴介護」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ	3	
23	サービスの活用と連携 (ii)「訪問看護・訪問リハビリテーション」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ	3	
24	サービスの活用と連携 (iii)「居宅療養管理指導」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ。	3	
25	サービスの活用と連携 (iv)「通所介護・通所リハビリテーション」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ	3	
26	サービスの活用と連携 (v)「短期入所・介護保険施設」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ	3	
27	サービスの活用と連携 (vi)「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ	3	
28	サービスの活用と連携 (vii)「福祉用具・住宅改修」	サービス内容を再認識させるとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ	3	

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
29	介護技術の展開臨床実習	ケアマネジメントプロセスに沿った実践を経験し、基本的なスキルを身に付ける。	実習 40	

※合計 131 時間(講義 68 時間、演習 23 時間、臨床実習 40 時間)

※網掛け(課目No.16~29)は新規課目(講義 41 時間、臨床実習 40 時間)

※課目No.1、5 は、講義 1 時間増

※課目No.2 は、講義 3 時間増

※課目No.14 は、講義 2 時間、演習 2 時間増

2. 専門研修課程 I シラバス案

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
1	介護保険制度と介護支援専門員の役割・課題	介護支援専門員が業務を行う上で必要なような心構え、知識、技能の習得を図る。	2	
2	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)	対人援助における面接・コミュニケーション技法のレベルアップを図る。	2	5
3	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	介護支援専門員が、多くの事例を経験し、自身の弱さも踏まえ、実際のケアマネジメントに生かすことができる。 利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、安全確認、守秘義務、法令遵守、利用者要望の代弁、自身のジレンマ対応等の倫理に対して再確認し解決方法を知る。	1	2
4	主治医との連携、他職種連携の方法	高齢者の心身の特徴を理解し、疾病や障害が生活に影響する観点に立ち、医療の必要性を認識して適切な療養ができるよう連携する。	3	
5	独居高齢者の支援の基本と留意点	独居高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4
6	家族の介護力に課題がある高齢者の支援の基本と留意点	介護力が弱い家族の中にいる高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4
7	医療依存度が高い高齢者の支援の基本と留意点	医療依存度の高い高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4
8	ターミナル期の高齢者の支援の基本と留意点	ターミナル期の高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4
9	機能回復が中心課題となる高齢者の支援の基本と留意点	機能回復が中心課題となる高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4
10	認知症高齢者の支援と留意点	認知症高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
11	被虐待高齢者の支援と留意点	被虐待高齢者を支援する際に、アセスメント・プランニング・実施・モニタリングのプロセスにおいて、どういったことを留意する必要があるかを述べる。	2	4

※合計 57 時間(講義 22 時間、演習 35 時間)

※網掛け(課目No.4~11)は新規課目(講義 17 時間、演習 28 時間)

※課目No.2 は、演習 2 時間減

※課目No.3 は、演習 2 時間増加

3. 専門研修課程Ⅱ シラバス案

No	課目	目的	時間数	
			講義	演習
1	介護支援専門員特別講義	ケアマネジメントに対する理解・認識を深める。	2	
2	サービス担当者会議演習	サービス担当者会議の運営方法、職種間の連携方法に習熟する。		3
3	介護支援専門員の課題	介護サービスとケアマネジメントの課題を踏まえ、介護支援専門員の基本姿勢を再確認する。	3	
4	「居宅介護支援」事例研究	自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。	6	
5	「居宅介護支援」演習	支援困難事例を含む多様なケースを課題分析し居宅サービス計画の作成に習熟する。 モニタリング、再アセスメント、居宅サービス計画変更の過程を学ぶ。 サービス担当者会議におけるサービス事業者などとの連携方法を学ぶ。		6
6	「居宅介護支援」事例研究(応用)	支援困難な事例を振り返り、普遍的課題を抽出、分析、地域課題へと発展する過程を学ぶ。		6
7	「施設介護支援」事例研究	自立支援、利用者本位の観点に基づく施設サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。	6	
8	「施設介護支援」演習	生活の質の向上及び継続性、在宅復帰の可能性等の施設特有の課題分析と施設サービス計画の作成に習熟する。 モニタリング、再アセスメント、施設サービス計画の変更の過程を学ぶ。施設における職種間の連携方法、施設外の資源の活用と連携方法を学ぶ。 グループ事例検討の方法を学ぶ。		6
9	「施設介護支援」事例研究(応用)	施設特有の課題から、地域を視野に入れた課題に発展する過程を学ぶ。		6

※課目No.4～6、7～9 は一組とし、どちらか一方を受講

※合計 26 時間(講義 11 時間、演習 15 時間)

※網掛け(課目No.6、9)は新規課目(演習 6 時間)

平成 24 年 12 月 27 日

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と
今後のあり方に関する検討会
座長 田中 滋 様

地域ケア会議の運営、役割についての提言

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次

「地域ケア会議」は、それぞれの日常生活圏域において、様々な課題を抱える要介護者に支援が届く地域社会の構築、即ち地域包括ケアの構築に向けた方法論の一つです。保険者、または日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（ブランチ或は、サブセンターである在宅介護支援センターを含む）が主催し、地域に山積する支援困難な事例を累積的に整理、その解決に向け、地域の関係機関、関係専門職を中心として、自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等の地域諸団体を含めた多職種連携、協働を具現化し、最終的には、市町村行政等に対して新たなサービス開発をも含めた政策提言をしていく場として機能すべきものと考えます。

しかし、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上とあり方に関する検討会」（以下、あり方検討会）においては、当初の趣旨から大きく離れ、ケアマネジャーの将来ビジョンの議論は止まり、保険者機能の強化、そして「地域ケア会議」を介護支援専門員に対する給付適正化事業の場に置き換えられているようにも見受けられます。

その一方で、地域包括ケア推進指導者養成事業における「地域ケア会議」は、多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築し、個別ケースから地域課題を把握し、解決することによって「課題を抱えている要介護者」へ支援が届くようにすることを究極の目的とされており、「地域ケア会議」の位置づけ、開催目的等に齟齬が生じ、誤った理解が更に進むのではないかと危惧しております。

現状のままでは、介護支援専門員もさることながら、会議を主催する保険者、地域包括支援センターにより、まちまちの解釈、運営を行う等、現場レベルにおいて大きな混乱やばらつきを来す恐れがあると考えられます。

このような状況を鑑み、「地域ケア会議」の位置づけ、機能等、今後の方向性について一定の整理を行いましたので、以下のとおり提言いたします。

1. 国において地域包括支援センター長を対象に実施されている地域包括ケア推進指導者養成事業では、「地域ケア会議」は自立支援と地域包括ケア実現を目的とした研修が行われている。一方、あり方検討会における「地域ケア会議」は、介護支援専門員に対する給付適正化を主にした内容となっている点を踏まえ、どの自治体にあっても本来の趣旨に沿った「地域ケア会議」が行われるよう、注意喚起をして頂きたい。
2. 介護支援専門員の対人援助の専門職としての資質向上に関しては、現在の介護支援専門員のみならず、今後新たに介護支援専門員資格を取得する者も含め、「地域ケア会議」にその機能を求めるのではなく、中長期的な視点に基づいた方向性と方策について別途、検討、協議し、新たなステージの構築を進めて頂きたい。
3. 地域包括ケア推進指導者養成研修（中央研修）資料にもある「地域ケア会議」のイメージ図（ポンチ絵）は、「地域包括支援センターの設置運営について（課長通知）平成24年3月30日一部改正」に明記されている内容を拡大的に解釈しているように見受けられる。正しい理解を推進するような周知をお願いしたい。
4. 「地域ケア会議」の円滑な運営、介護支援専門員への適切な支援ができるよう、地域包括支援センター職員の力量向上策を検討して頂きたい。
5. 「地域ケア会議」が包括的・継続的ケアマネジメントに位置付けられたことについて、主任介護支援専門員のスーパーバイザー機能強化のためのフォローアップ研修課程の具体的検討をお願いしたい。
6. 公開の場でケアマネジメントの評価・検証を行う「ケアマネジメント向上会議（仮称）」の取り組みを行う方向性になっているが、公開の場で行う意義と、それが有効な結果をもたらすことの検証はできているのか、示して頂きたい。

以上